

## 五箇創生館映像事業（ローソク島遊覧）映像制作業務特記仕様書

### 1. 業務名

五箇創生館映像事業（ローソク島遊覧）映像制作業務委託

### 2. 本業務の目的

本町の代表的な観光地のローソク島に灯がともる映像を、遊覧船やドローンなどを使って映像で記録することで、荒天時に行けない方や運休期間中の代替の観光として運用する。

映像は、五箇創生館のシアタールームでの公開の他、町内外のイベント・ウェブサイト・展示施設等でPR・公開が可能な映像を制作することで、地域振興につなげる。

### 3. 業務の対象

隠岐の島町五箇地区

### 4. 業務期間

契約日の翌日から令和9年3月26日

### 5. 業務内容

#### (1) 撮影対象の把握

ローソク島の成り立ちや隠岐の歴史を文献資料や現地調査等によって把握する。

#### (2) 企画に基づき脚本、構成及び台本（絵コンテを含む。）を作成する。

#### (3) 脚本等に基づき、実写撮影またはアニメーション制作などの映像制作・編集を行う。

#### (4) 動画制作に当たっては、ナレーション、テロップ及び音楽等の音響効果を入れること。また、必要に応じて、オリジナルの楽曲を制作して動画に使用すること。

#### (5) 映像は、発注者が提供する写真等の素材使用を妨げないが、その際は、事前に権利者に対して、二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の承諾を得た上で、一切の手続を受注者において行うこと。また、二次使用に関する映像素材の出典等の情報をまとめた資料及び権利者からの転載許諾書の写し等の二次使用が適切に行われていることがわかる資料を提出すること。

#### (6) 全ての動画を日本語、英語の2言語対応とすること。また、必要に応じて各言語で動画内テロップ等を付けること。ただし、英語についてはテロップのみの対応とすること。

### 6. 打ち合わせ・協議

業務着手時、中間時、納品時等に行うとともに、必要に応じて行うこととする。

### 7. 撮影条件等

#### (1) 実写の撮影は、4K以上の解像度で撮影すること。なお、発注者等が保有する既存の映像素材の利用は可とするが、必要なものは新たに撮影を行うこと。

#### (2) 出演者のキャスティング費用や撮影時の取材費用（施設利用費など）は受注者が負担すること。

### 8. 成果品

成果品は以下の通りとする。

#### (1) ダイジェスト版（1分程度、2言語）

#### (2) 短編（5分程度、2言語）

#### (3) 本編（20分程度、2言語）

① 成果品が保存されたブルーレイディスク 2 枚

ブルーレイディスクは、作品種別ごとに納品することとし、一般的な家庭用プレーヤーで再生でき、また、ブルーレイディスクドライブ付きパーソナルコンピュータで複製が可能な形式とすること。

② 成果品が保存された DVD 2 枚

DVD は、作品種別ごとに納品することとし、一般的な家庭用 DVD プレーヤーで再生でき、また、DVD-R ドライブ付きパーソナルコンピュータで複製が可能な形式とすること。

③ 成果品のオンラインサイト掲載用データ (MP4 形式)

④ 成果品からテロップ (字幕含む) 等の無い音声付きの白データ

(4) 加工・編集以前の収録データ

(5) 動画作成に利用した写真等の二次使用に関する資料一式

※ 提出の必要がある場合のみ

(6) その他提案事項による成果物一式

## 9. 著作権

映像及び画像の著作権 (著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)並びに本業務に関する計画書等は、発注者に帰属する。また、成果品は、発注者が運営するウェブサイト等に随時使用又は複製できるものとする。

## 10. 注意事項

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様である。
- (2) 業務完了後、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された時は、担当課が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。